

鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務委託 発注見通しの公表要領

（趣旨）

第1条 この要領は、鹿児島県が発注する測量・建設コンサルタント等業務委託（以下「委託」という。）の発注見通しの公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、測量・建設コンサルタント等業務とは、「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱第2条」によるものとする。

（公表の事務取扱者）

第2条 公表は監理課長が行うものとする。

2 監理課長は委託の入札を執行する者に対し、発注見通し一覧表（別記第1号様式）を提出させるものとする。

（公表の方法）

第3条 公表は、発注見通し一覧表（別記第1号様式）により、公衆の閲覧に供して行うものとする。

2 発注見通し一覧表は原則として委託執行単位ごとの記載とする。ただし、委託執行単位が未確定の場合は事業箇所単位とすることができる。

3 公表資料の最前ページには、閲覧に当たっての注意事項（別記第2号様式）を添付することとする。

（発注の見通しに関する事項の公表）

第4条 監理課長は、原則として毎年度5月までに、当該年度に発注することが見込まれる委託（予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する委託であって県の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る、次の事項を公表することとする。

（1）委託の名称、場所、期間、種別及び概要

（2）入札及び契約の方法

（3）入札を行う時期（入札を行う時期については、指名競争入札にあっては、公募又は指名通知、随意契約にあっては、契約締結の時期とする。）

2 監理課長は、7月、10月、1月を目途に、公表した事項を見直し、変更が生じた場合には、変更後の当該事項を公表することとする。なお、1月を目途に公表するものにあつては、当該年度に発注することが見込まれる委託に加え、翌年度に発注することが見込まれる委託を含めて公表することができることとする。

3 監理課長は、補正予算等への対応として、必要に応じ、前項に掲げる時期以外に別途公表することができることとする。なお、公表に当たっては、翌年度に発注することが見込まれる委託を含めて公表することができることとする。

（閲覧の場所）

第5条 閲覧の場所は、県政情報センター内及び県ホームページとする。

2 県政情報センターの管理運営等に関する事項は、「鹿児島県県政情報センター設置要綱」及び「鹿児島県県政情報センターの管理運営に係る事務処理要領」によるものとする。

（その他）

第6条 監理課長は公表に係る事務について、監理課技術管理室に分掌させるものとする。

附則

この要領は、平成 26 年 7 月 3 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附則

この要領は、平成 31 年 2 月 19 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 2 月 7 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(第2号様式)

閲覧に当たっての注意事項

- ・ この公表は「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務委託発注見通しの公表要領」に基づき行うものであり、発注手続きが可能となった業務委託又は、発注が見込まれる業務委託について、その概要及び入札時期等を示したものです。
- ・ 表中の「入札予定時期」は、指名競争入札にあっては公募又は指名通知、随意契約にあっては契約締結の時期を掲載しています。
- ・ この公表に係る各事項は作成時点における今後の予定であり、実際に発注される業務委託の内容等がこの掲載と異なる場合、又はここに掲載されていない業務委託が発注される場合があります。
- ・ この公表に係る各事項で「未定」及び「検討中」となっている事項は、作成時点で検討中であり、未定の事項です。
- ・ 公表資料の閲覧は閲覧所限りとし、持ち出しを禁じます。
- ・ 県ホームページでの掲載場所は以下のとおりです。
「ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査
> 関連情報 > 鹿児島県公共工事等発注見通しの公表」
- ・ 各業務委託に関する問い合わせは、各発注機関の担当部署へお願いします。